

市町立小・中学校編成基準（佐賀県教育委員会）

【学級編成の基準（平成 23 年度より適用）】

市町立の小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の基準は、義務標準法で定める標準で規定する区分及び数のとおりとする。

※義務標準法

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律

（昭和 33 年法律第 116 号）

■義務標準法の学級編成の標準

学級編成の区分	小学校 （1 学級の児童数）	中学校 （1 学級の生徒数）
同学年の児童（生徒）で 編成する学級 【通常学級】	40 人 ※第 1 学年は、35 人	40 人
2 の学年の児童（生徒）で 編成する学級 【複式学級】	16 人 ※第 1 学年の児童を 含む場合は 8 人	8 人
特別支援学級	8 人	8 人